

# 出雲市

における商品であって使用しない軽自動車等の

## 軽自動車税 課税免除の手引き

(車両番号標があるもの)

《注意》

これは、課税が『出雲市』のもの（車検証等の「使用の本拠の位置」欄に記載してある所在地が出雲市のもの）の手引きです。

中古自動車販売業者（古物営業法第3条の規定により公安委員会の許可を受けている者に限る）が、販売を目的として所有している軽自動車等については、一定の要件を満たす場合、商品用軽自動車等として、軽自動車税の課税免除を受けることができます。

令和8年3月

出雲市役所 市民税課

※令和8年3月末に地方税法が改正される予定です。

地方税法を改正する法律が令和8年3月末までに公布されなかった場合、「軽自動車税」の表記はすべて「軽自動車税(種別割)」に読み替えることとします。

## 1 対象となる軽自動車等（車両番号標のあるもの）

- ① 三輪以上の軽自動車
- ② 軽二輪車（125cc超～250cc以下）
- ③ 二輪の小型自動車（250cc超）

## 2 要件

次の（１）、（２）の要件をすべてを満たしていること

### （１）中古自動車販売業者に対する要件

古物営業法第3条に規定する古物商の許可を受け、同法施行規則第2条第4号の自動車及び第5号の自動二輪車を取り扱う者であること

### （２）車両に対する要件

①	申請年度の4月1日現在において、販売業者が商品（販売を目的として取得したもの）として所有していること
②	使用の本拠地又は主たる定置場が出雲市内であって、現に、出雲市内において保有されていること
③	在庫商品として古物営業法第16条に規定する古物の帳簿等（古物台帳）に記載があり、かつ、現に展示されているもので販売を目的としたものであること
④	申請年度の4月1日現在において、所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者であること
⑤	<b>軽自動車税申告書に記載されている所有形態が「商品車」であること</b> ※ <u>所有形態が「商品車」の場合は、新規登録の際、軽自動車税申告書（複写2枚目）に「商品車」と記載して申告してください。</u>
⑥	車両の用途が下記のものでないこと <ul style="list-style-type: none"><li>● リース車、レンタカー等貸付けを目的とするもの</li><li>● 試乗又は回送のため使用するもの</li><li>● 社用車として使用するもの</li><li>● 代用車（代車）として使用するもの</li><li>● 取得時の走行距離数と申請年度の4月1日現在の走行距離数の差が100km以上のもの</li><li>● 営業用車（車検証の「自家用・事業用」の欄が『事業用』となっているもの）</li></ul>

### 3 申請期間・申請場所

申請期間	申請年度の 4月1日 から 4月10日 まで (4月10日が土日・祝日の場合は、翌開庁日まで)
申請場所	出雲市役所 市民税課 (本庁2階) 又は 各行政センター 市民サービス課
問い合わせ先	〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所 市民税課 電話：0853-21-6703

出雲市ホームページ

### 4 提出書類

①	軽自動車税課税免除申請書
②	「古物商許可証」の写し
③	「自動車検査証」又は「軽自動車届出済証」の写し ※自動車検査証が電子車検証の場合、「電子車検証」の写しと「自動車検査証記録事項」の写しの両方を添付。
④	「古物台帳」の写し ( <u>車両取得時の走行距離数の記載があるもの</u> ) ※申請車両にマーカー等で色を付けてください。
⑤	「展示状態がわかる写真 (展示状況と車両番号が確認できるものを1台につき1枚)」及び 「申請年度の4月1日現在の走行距離数がわかる写真 (1台につき1枚)」

### 5 決定

課税免除の申請があったものについて審査をし、課税免除に該当するものには、『課税免除決定通知書』により、課税免除に該当しないものには、『課税免除却下通知書』により通知します。

### 6 実地調査

課税免除に係る事項を確認するため、適宜、現地調査、帳簿閲覧等を行います。

### 7 取り消し

課税免除決定を受けたものについて、課税免除の要件に該当しない事実が判明したときは、課税免除を取り消し、『課税免除取消通知書』により通知します。